

## 専決処分第11号

### 専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年5月2日

高根沢町長 加藤公博

- 1 損害賠償の額 52,659円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事故の概要 令和5年3月10日午後1時25分頃、高根沢町宝石台一丁目付近の交差点において、高根沢町健康福祉課職員の運転する公用車（宇都宮580ね4195）が県道を南方向に走行し、左折しようとしたところ、同方向に走行中の自転車を巻き込み、その自転車に乗車していた相手方を負傷させた。  
その人身損害に対して損害賠償をする。